大阪市会議長

片山 一歩 様

大阪市内全域路上喫煙禁止に対する陳情

日頃より私ども飲食業生活衛生同業組合の事業活動に格別のご理解賜り厚く御礼申し上げます。 標題につきまして、下記の通り要望いたします。

記

1. 陳情項目

- ① 飲食店が密集する繁華街等では、お客様を容易にご案内できるような十分な数の喫煙所を整備して頂きたい。その為に現行の喫煙所整備計画数(新設 120 箇所・改修 20 箇所)を上方修正して頂きたい。
- ② 行政が整備する喫煙所数が十分でない中で、私有地や私道に対し路上喫煙禁止の対象とすることができるような規定の策定はやめて頂きたい。

2. 陳情理由

私達飲食店の経営においては、複数年に亘るコロナ禍の影響・物価高・人手不足等により大変厳しい環境下であり、更に大阪府受動喫煙防止条例では、健康増進法よりも厳しい規制を設けており、2022年4月には従業員を雇用する飲食店、そして、2025年4月以降には客席30㎡超の飲食店ではすべからく原則屋内全面禁煙が求められることとなります。中小零細の飲食店において店内に喫煙専用室を設けることは、経済的にも物理的にも困難であり、つまり、多くのお店はやむを得ず店内を禁煙とすることを強いられることとなります。法令順守の為、やむを得ず店内を禁煙としても、やはり喫煙を志向されるお客様は存在するので、そのようなお店においては店頭等で灰皿を設置して少しでも喫煙を志向されるお客様の客離れを防ぐべく経営していく組合員も少なくありません。

そのような中で、大阪市内の路上が全面禁煙となると、多くの喫煙者は過料徴収をさけるべく、私達飲食店の店頭等に設置している灰皿にお客様以外の喫煙者が多く集散することが容易に想像できます。そうなると、お客様はお店が混雑していると認識し、入店を回避することも想定され、私たち飲食店への経営はより厳しいものとなります。既に路上喫煙禁止エリアが定められている周辺の飲食店等ではそのような事象が現に発生しております。

現在、大阪市では 2025 年に大阪市内全域の路上喫煙を禁止することに併せて、路上・公園等で喫煙する 喫煙者の受け皿として、新たに喫煙所を 120 箇所、既存喫煙所の改修を 20 箇所整備していく考えであると 承知しています。他方、先行して区域内全域の路上喫煙を禁止とした千代田区においては、「喫煙対策及び 放置自転車対策に関する調査」により、喫煙所を利用している方は徒歩 3 分以内圏内の割合が一番高いこと等を踏まえ、「身近な地域での喫煙場所が整備され、喫煙者と非喫煙者の共生が進んでいる」等を目指した「ちよだみらいプロジェクト」では、千代田区内(面積:11.66 k ㎡)に 100 箇所の喫煙所が必要と示しております。大阪市の面積(225.21 k ㎡)を踏まえると、120 箇所では足らないことは火を見るより明らかではないでしょうか。更に申し上げさせて頂きますと、120 箇所の算出根拠には、2025 年 4 月に大阪府受動喫煙防止条例により、それまでの間、飲食店で喫煙をされる方々が店内全面禁煙となり路上での喫煙を余儀なくされることが考えられておらず、私達飲食店としては、市内全域路上喫煙禁止となることで、先述のような事象が市内各所で発生し、更なる厳しい経営を強いられる懸念が払しょく出来ません。

また、店頭等の私有地においても、灰皿の設置をしない等の規程を盛り込む考えであることも先のパブリックコメントで示されておりましたが、行政による喫煙所整備がなされる前にそのような私有地への規制を検討することは如何なものかと考えています。私達飲食店の実情は先述の通りであり、法令順守の為にやむを得ず店内を禁煙しなければならないお店が店頭で灰皿等を設置して必死に経営しているのです。私達飲食店としても、喫煙を志向するお客様に容易にご利用頂く喫煙所が整備されていれば、店頭に灰皿を置く必要もなくなります。私有地への制限を課すのであれば、先ずは私有地に灰皿等を設置しなくても問題ない環境を整えることこそが行政が行うべきことと考えています。

最後になりますが、この度の大阪市における市内全域路上喫煙禁止については、多くの自治体も注目していることを踏まえ、大阪府飲食業生活衛生同業組合に加えまして、全国飲食業生活衛生同業組合連合会としても連名させて頂いた次第です。業界の厳しい実情をご理解賜り、今後のご検討をお願いして陳情を終わらせて頂きます。

以上

(陳情代表者)

〒542-0012

大阪府大阪市中央区谷町 7-3-4 新谷町第三ビル三一二号 大阪府飲食業生活衛生同業組合 理事長 阿藤 政己

(連名団体)

〒105-0004

東京都港区新橋 6-8-2

全国生衛会館 5F

全国飲食業生活衛生同業組合連合会

会長 森川 進